



一般購入約款

(2022, version 1)

(2022 年第 1 版)

1. 序文

1.1

この一般購入約款（「GCP」）は、アルファ・ラバル・グループ内の事業体（「買主」）と本件商品の売主（「売主」）との間の各売買契約（「売買契約」）に基づく本件商品の引渡しに適用されるものとする。

1.2

GCP は、売買契約に基づく又は独立した本件商品の注文書（「注文書」）にも適用されるものとする。

1.3

本件商品に関する売買契約又は注文書（このGCPを含む。）を、以下「本契約」という。

1.4

矛盾又は不一致がある場合には、本契約を構成する文書は、注文書、売買契約（GCP以外の付属書類を含む。）、このGCPの順で優先して解釈されるものとする。

1.5

本契約は、両当事者の完全な合意を含み、本契約の内容に関する両当事者間の書面及び口頭によるすべての従前の合意及び了解に優先する。売主が新たに提示する条件は、買主が書面により明示的に承諾した限りにおいて適用されるものとする。

2. 範囲及び定義

2.1

本契約の範囲には、売主による本件商品の製造、組み立て、検査、供給及び合意された引渡し場所における引渡し（関係するサービスの提供を含む。）並びに本契約に規定され又は本契約により含意されるすべての責任及び義務を含む。

2.2

売主は、本件商品の独占的なサプライヤーではない。買主は、本件商品を自ら生産することができ、また本件商品を代替的なサプライヤーから購入することができる。いかなる場合においても、かかる生産又は購入は本契約の解除とみなされないものとする。

2.3

このGCP中のその他の定義語のほか、以下の用語及び表現は、このGCP及び/又は本契約においては以下の意味を有する。

「関連会社」とは、ある当事者について、当該当事者を支配している、当該当事者により支配される又は当該当事者と共通の支配の下にある事業体をいう。「支配」とは、直接的又は間接的に、当該事業体の議決権付株式又はその他の持分の少なくとも 50 パーセント以上を支配していることをいう。

「秘密情報」とは、開示の際に秘密であるものとして明確に指定されるか否かを問わず、本契約に関して一方当事者若しくはその関連会社により又は一方当事者若しくはその関連会社のために他方当事者に開示される情報、データ、アルゴリズム、計算式、又は資料（商業的な性質を有するか又は技術的な性質を有するかを問わない。）をいう（但し、当該情報が既に公知である場合又は自らが、制限を受けない者から当該情報を受領したことが書面による記録により証明される場合を除く。）。秘密情報には、本契約の存在に関する情報も含むものとする。

「瑕疵」とは、材料、仕上がり若しくは売主から提供された設計の不備、欠点、引き渡された本件商品と本契約に定める本件商品との乖離、又は本件商品が本契約に規定する要件若しくは保証、若しくは適用のある法律に適合せず、それらを履行しない（若しくはそれらを満たさない）ことをいう。

「不可抗力」とは、一方当事者の過失によることなく当該当事者が制御できない事象のうち、本契約を承諾した時点では認識されておらず、その性質上、当該当事者が予見することができなかったはずであること、又は予見可能であったはずだとしても回避不能若しくは克服不能であったことを当該当事者が示すことができる、いずれかの当事者による完全履行又は履行の一部を妨げるもののすべてをいう。これには、天災、火災、洪水、嵐、地震、戦争、暴動、動乱、テロリズム、パンデミック、核汚染、爆発又は故意による損害の一又は二以上に該当する事由が含まれるが、これに限定されない。売主又はその下請会社若しくは代理人のみに関係するストライキ、ロックアウトその他の争議行為又は紛争は、不可抗力事由とみなさない。

「本件商品」とは、本契約に基づき売主がその全部又は一部を製造し、販売し又は引き渡すすべての商品、構成部分、機器、部品、試作品、工具、資料、化成品、図面、文書、梱包材、消耗品、ソフトウェア（本件商品において提供されるか又は別途提供されるかを問わない。）及び関係する製作物又はサービスをいう。

「知的財産権」とは、特許、実用新案、意匠、著作権、ソースコード、ソフトウェア、商標、商号に係る権利及びその他の無形の権利（ノウハウ、アイデア、データ、レポート及び上記のいずれかを登録するための申請に関する権利並びに世界のいずれかの地において同様の保護を与えるすべての権利を含む。）をいう。

3. 本件商品の質及びテスト

3.1

本件商品及びその各部品は、いかなる瑕疵もなく、適用ある法令又は管轄当局により課される要件を充足するものでなければならない。

3.2

本件商品は、本契約に規定する仕様、基準及び要件を充足するものでなければならない。

3.3

売主は、継続的に、かつ追加料金を課することなく、本件商品の製造及び原材料に関して合意された又は関連するすべての情報（本件商品に係るライセンス、許可証、証明書、通知書、化学物質の使用又は存在、梱包明細書、梱包材及びマーキングを含む。）を提供する。

3.4

本件商品にソフトウェアが含まれている場合又はソフトウェアが関係している場合には、売主は、本件商品の耐用期間中、当該ソフトウェアの機能性を確保すべく、本契約に従い、追加料金を課することなくそのアップデート及びアップグレードを提供する。また、売主は、提供したソフトウェアがいかなるウィルス、マルウェアその他悪質なコードも含まないことを確保する。売主は、買主に対して事前に通知することなく、本件商品の機能に影響を及ぼすソフトウェアの重大な変更又はアップグレードを行ってはならない。

3.5

売主は、本件商品に関する合意された仕様、指図、製造場所、装置、構成部分又は原料の変更を、事前に買主に通知することなく実施することはできない。

3.6

本件商品の品質検査及びテストは、買主の同意又は要請に基づいて実施されるものとする。両当事者が本件商品に関する具体的な検査手続きについて合意していない場合には、業界において一般に認められた健全な慣行に基づく検査が実施されるものとする。

3.7

買主がいかなる検査やテストを合格としても、売主は、本契約に基づく義務（瑕疵に対する売主の責任を含む。）を免れないものとする。

4. マーキング、梱包及び梱包材

4.1

売主は、本件商品のマーキング及び梱包が適用ある法令、業界基準、本契約に指定された要件及び買主の指図に基づくことを保証するものとする。

4.2

梱包及び梱包材の品質は、本件商品の輸送中及び保管中の損傷及び劣化を防ぐものでなければならない。売主は、各クレート、コンテナ、ボックス、部品のそれぞれに、買主の指図に基づくマーキングがなされることを保証する。

4.3

梱包材は、**Reduce・Reuse・Recycle** 及び処分時における最小限の環境負荷を可能にするサステナブルな方法で設計され、製造され、商品化されるものとする。梱包材又はその構成部分における有害物質・原料及びその他の危険物質・原料の使用は、処分時の排出量、灰分又は浸出液が最小限になるように削減し、その状態を維持するものとする。木製梱包材は、**IPPC** 及び国連食糧農業機関が公表した植物検疫措置に関する国際基準第 15 (**ISPM15**) に基づき取り扱われるものとする。梱包材に使用される合板は、ホルムアルデヒド放散量が **E1** 等級の基準を満たすものとする。

5. 予測

5.1

買主により開示される予測は、法的拘束力を有さず、また購入量その他の約定を創出するものではなく、専ら計画のためのものである。

6. 注文書

6.1

買主は、本件商品の購入を希望する場合には、両当事者間で合意した形式の書面又は電子的方法による注文書を交付するものとする。

6.2

売主は、不当に遅延することなく、但し遅くとも注文書の受領後 5 営業日以内に、これを書面により確認し又は拒絶する。この期間内に注文書の確認が受領されなかった場合には、注文書の内容が確認されたものとみなす。

6.3

売主の注文確認書に、買主が交付した注文書からの変更が含まれる場合には、買主は、当該注文書に拘束されないものとする。但し、買主が書面により明示的に承諾した場合には、この限りでない。

7. 注文書の変更

7.1

買主は、注文書に記載される引渡し日を、売主に対して何らの補償も行わずに、最大 **90** 日延期することができる。

7.2

買主は、第 7.1 条のほか、注文書を保留し、変更し又は取り消す権利を有する。買主は、かかる保留、変更又は取消しを要請する場合には売主に対し書面により通知するものとし、売主は、不当に遅延することなくこれを確認するものとする。売主は、かかる変更について補償を要求する場合には、通知の受領後 **10** 日以内に買主に対し通知する。買主は、売主が負担したことが立証される合理的範囲内の実費のうち、自らが要請した変更に直接関係するもののみを払い戻す責任を負う。

8. 引渡し

8.1

引渡しは、売主が最初に確認した日に、合意されたリードタイムに従って行われるものとする。

8.2

合意された引渡し時期は、本契約の核心部分である。本件商品の一部の出荷又は期日前の引渡しは、買主の明示的な事前の書面による承諾なく行ってはならない。

8.3

売主は、本件商品の引渡し（サービスの履行を含む。）の遅延が生じる可能性があると感じるに足る理由がある場合には、直ちに買主に対し通知した上で、遅延を打開すべく最善の努力を尽くすものとする。売主は、その後速やかに、当該遅延の理由、予想されるその継続期間及び自らが企図するその是正措置を書面により買主に通知する。売主は、かかる通知を行わない場合には、かかる通知が適時になされていれば買主が回避することができたはずである費用及び経費の全額を買主に対して補償する。

8.4

売主が合意された時点までに本件商品を引き渡さない場合又は引渡しに遅延が生じることが状況から明らかである場合には、買主は、本契約上のその他の権利又は救済手段を制限されることなく、以下を行う権利を有する。

(i) 売主に対して書面で通知することにより、売主に対していかなる責任も負うことなく、注文書を直ちに解除し、又は合意され若しくは残存している、注文書に基づく部分的な引渡しに係るものを解除すること

(ii) 注文書に基づく本件商品のその後の引渡しの受入れを拒絶すること

(iii) 前払いした額の返金を受けること

(iv) 買主が代替りの商品及び/又はサービスを第三者から入手するために支出した追加の費用を売主から回収すること、並びに

(v) 売主による引渡期日の不遵守に何らかの形で起因して買主が被った合理的範囲内の追加費用、損失又は経費について損害賠償を請求すること

8.5

書面により別段合意する場合を除き、本件商品は、売主の敷地又は注文書において指定された場所にてインコタームズ 2020 の FCA（運送人渡し）条件で引き渡されるものとする。サービスは、別途合意するところに従い履行されるものとする。

8.6

買主は、本件商品の引渡しを受けた時点又はその後の段階において、いかなる種類の検査又は品質審査も行う義務を負わない。

9. 危険及び所有権の移転

9.1

本件商品の危険は、合意されたインコタームに基づき買主に移転するものとする。本件商品の所有権は、その時点で買主に移転するものとする。買主は、引き渡された本件商品の所有権が移転した時点で、その完全かつ絶対的な裁量により、商品を利用し、処分し、又は第三者に転売する権利を有する。

10. 価格及び支払い

10.1

本件商品の価格は(i)固定価格であり、一方的な価格変更は認められず、(ii)付加価値税を含まないが、該当するすべての公租公課を含み（引渡し時又は引渡し前に支払わなければならない。）、(iii)売主の保管、取り扱い、梱包その他一切に係る費用及び料金をすべて含んでいる。

10.2

請求書は、注文された本件商品の完全な引渡しの時点で発行される。請求書には、注文書番号、本件商品の種類、引渡し数量及び当該本件商品の請求総額を記載するものとする。請求書には、売主の付加価値税番号、関税表番号、原産国及び該当する輸出規制分類番号（「ECCN」）も記載するものとする。

10.3

書面により別段合意する場合又は適用ある強行法規により要求される場合を除き、合意された情報がすべて記載された請求書は、受領日から 3 ヶ月以内に支払うものとする。

10.4

支払いの送金は、引き渡された本件商品又は請求金額の承認を意味しないものとする。

10.5

買主は、本契約又は買主（若しくは買主の関連会社）及び売主間のその他の契約に基づき売主が負う債務と、本契約に基づき売主に対して支払うべき債務を相殺し、又はかかる売主の債務額を売主に対する債務額から控除することができ、当該額を留保することができる。

11. 保証及び救済手段

11.1

売主は、本件商品に瑕疵がないことを保証する。売主は、この保証に適合していないことが本件商品の引渡し完了日から 36 ヶ月（「保証期間」）以内に判明した本件商品について買主から書面による通知を受けた場合には直ちにこれを修理又は交換する（なお、この規定は、買主が本契約又は準拠法に基づき有するその他の権利及び救済手段（明示的であるか黙示的であるかを問わない。）を損なうものではない。）。保証不適合の本件商品は、修理又は交換のため、売主に返品されるもの

とする。但し、保証不適合の本件商品の修理又は交換をその設置場所において実施することを両当事者が合意する場合は、その限りでない。

11.2

売主は、買主の損失及び経費を軽減するため、保証不適合の本件商品の修理及び/又は瑕疵の調査中に、本件商品と、利用可能な在庫又は新たな入荷商品との無料交換を直ちに行う。

11.3

売主が第 11.1 条に基づく自らの瑕疵除去義務に従って保証不適合の本件商品を直ちに修理し又は交換することを怠った場合には、買主は、瑕疵を除去するために必要であるとその絶対的な裁量により考える手段を売主の合理的な費用負担にて講じることができる。その場合でも、売主は、保証不適合又はその再発に係る責任を免れない。

11.4.

売主は、本件商品の滅失危険及び損害のほか、本件商品の分解及び再設置の費用並びに必要な輸送費を負担する。売主が第 11.2 条に基づき代替りの本件商品を提供した場合において、当初引き渡された本件商品が保証に適合しているとその後になされた場合には、買主は本件商品の交換費用を支払う義務を負う。

11.5

保証不適合の本件商品の修理又は交換後、当該保証不適合であった本件商品の保証期間は 12 ヶ月間延長される。

12. 責任

12.1

第 12.2 条に従うことを条件として、各当事者は、他方当事者（「被害当事者」）が契約違反、過失、法律上の義務の違反その他について請求権を有する場合でも、被害当事者が被った間接的又は派生的な損害（「派生的損害」）については責任を負わない。

12.2

売主は、本件商品又は本件商品の製造及び供給に関して、売主による本契約の違反又は過失（作為と不作為のいずれによるかを問わない。）に起因又は関連して生じた責任、請求、

手続、費用（弁護士報酬を含む。）、経費、罰金及びその他一切の損失について、買主を防御し、補償し、買主に損害を負わせないものとする。

13. 保険

13.1

書面により別段合意する場合を除き、売主は、著名な評判の良い保険者が提供する以下の保険に加入し、維持するものとする。

(i) 1 事故あたりの限度額が 100 万ユーロ（又は他の通貨建ての相当額）以上の製造物賠償責任保険及び一般賠償責任保険であって、保証期間又は本契約の期間のうち終期が遅い方の期間にわたって継続するもの、

(ii) 労働者災害補償保険、雇用主責任保険、自動車賠償責任保険その他の法令により要求される保険（適用法令により要求される金額その他の内容のもの）、

並びに本契約に適用ある場合、

(iii) 売主の監督、保護及び管理下にある買主の財産に関するオールリスク型の再調達費用を補償する財産保険。

売主は、買主の要請がある場合は、保険証書又は要求される保険を証するその他の文書の写しを提供する。保険金額は、これを責任の上限とみなすことができない。

14. 技術文書、工具等

14.1

買主により又は買主に代わって売主に提出された本件商品又はその一部の製造及び供給に関する文書及び資料に対する権利及び所有権（当該文書及び資料に含まれる、又は当該文書及び資料に関係する知的財産権を含む。）は、専ら買主に帰属するものとする。売主は、本契約を履行するためにのみ当該文書及び資料を使用することができるものとする。

14.2

売主は、買主が本件商品のすべての部品の組立て、起動、操作及び保守点検（修理を含む。）を行えるようにするために十分明解かつ詳細な情報及び図面を、本件商品の引渡し時に無償で買主に提供する義務を負うものとする。適用のある規則により別段指示され、若しくは義務付けられる場合又は両当事者間

において別途合意される場合を除き、それらに係る文書は、電子ファイルとして英語により交付されるものとする。

14.3

買主又はその関連会社が、本件商品の生産のために使用される工具、金型、鋳型、ソフトウェア、計測装置、梱包材又はその他の部品（「工具等」）を売主に提供するか又は工具等の代金を売主に払い戻した場合には、かかる工具等（その後の変更又は開発（もしあれば）を含む。）は、買主又はその関連会社の財産となり、買主又はその関連会社に帰属するものとする。売主は、専ら本契約を履行するために当該工具等を使用することができるものとする。

14.4

工具等を修理、変更、開発又は交換する場合には、その実施の範囲、時期、費用を含め、両当事者間において書面により合意しなければならない。

14.5

売主は、自社所有の工具に関する社内手続に沿って、また買主が行う指図に基づき、自らの費用負担で工具等の保管、整備及び工具等への付保を行うものとする。売主は、買主の所有権が明らかになるように工具等に印を付すものとする。

14.6

買主は、買主が必要と認めた場合には工具等の回収及び撤去を行うことができるものとする。売主は、買主の要請がある場合には、その指示に従い工具等を直ちに返却するものとする。いかなる場合であっても、売主は、かかる工具等を保持することはできないものとする。

15. 知的財産

15.1

売主は、本件商品及び売主によって提供された工具等、並びに本件商品の輸入、販売、マーケティング及び使用が、第三者の権利（知的財産権を含むが、これに限られない。）を侵害しないことを保証する。

15.2

買主には、本件商品の購入により、本件商品に係る（本件商品に組み込まれているか又は別途提供されるかを問わない。）知的財産権を使用するための全世界的、取消不能な、永久的、ロイヤルティなし、かつ譲渡可能な権利及びライセンスが許諾される。

15.3

本件商品又はその一部が第三者の権利を侵害していると主張された場合には、売主は、不当に遅延することなく、また、自らの費用負担にて、本件商品を使用するための無条件の権利を確保するか、侵害がないように本件商品を変更するか、又は当該本件商品を買主と合意した内容と同等の機能及び性能を有する侵害のない本件商品と交換するものとする。

15.4

売主は、本件商品又は本件商品の使用が第三者の権利（知的財産権を含むが、これに限られない。）を侵害しているとの主張にかかる請求、要求、訴えその他の訴訟に起因又は関連して、買主、その関連会社、顧客、代理人及び販売会社並びにこれらの各従業員、取締役及びその他の代表者のいずれかが被ったすべての請求、訴訟、要求、手続き、損失、損害、費用、料金及び経費（訴訟費用を含む。）について、かかる者を防御し、かかる者を補償し、かかる者に損害が及ばないようにするものとする。

16. サステナビリティ及び環境

16.1

売主は、本件商品（梱包材を含む。）の製造及び供給について、以下を遵守するものとする。

(i) 化学品の登録、評価、認可及び制限（REACH）に関する EC 規則 1907/2006

及び (ii) アルファ・ラバルの禁止・要注意リスト（Alfa Laval Restricted Substance List “RSL”）（随時修正される部分を含む。
www.alfalaval.com/forsuppliers で閲覧可能である。）

16.2

売主は、RSL に掲載された物質が本件商品の内部又は表面上に存在する場合には、買主の指図に従い、その旨を通知する。

17. 予備部品及び継続的な供給

17.1

売主は、本契約に基づく最後の引渡しから 10 年間は該当する本件商品の予備部品を競争力がある価格で供給することを保証する。

17.2

売主が本件商品若しくは本件商品に関係する予備部品の製造場所の変更、製造中止若しくはこれらに係る権利の売却を決定した場合又は売主の所有権若しくは経営権に係る直接的若しくは間接的な重大な変更があった場合には、18 ヶ月前に、又は当該決定若しくは経営権の変更から不当に遅滞することなく、通知書面により買主に通知されるものとする。かかる本件商品又は予備部品の製造（社内においてか又は第三者によるかを問わない。）及び販売に必要なかかる本件商品又は予備部品に係るすべての権利及びノウハウに対する全世界的な、取消不能、永久的、ロイヤルティなしのライセンスが自動的に買主に許諾されるものとする（但し、買主は、当該ライセンスの許諾に関連する直接的な費用の補償以外に他のいかなる支払いも行いうことを要しない。）

18. 業務委託先

18.1

売主は、本契約（Alfa Laval Business Principles for suppliers を含む。）の規定が業務委託先に適用される限り、業務委託先が当該規定を遵守し、かつ、当該規定により拘束されることを保証するものとする。請負契約は、買主を拘束せず、買主を拘束することを意図しないものとする。

18.2

業務委託先の採用（買主の承認の有無を問わない。）は、本契約に基づく売主の責任を制限しないものとし、売主は、自らの義務と同様に、各下請会社の義務について引き続き一切の責任を負うものとする

19. Quality Assurance and Audits

品質保証及び監査

売主は、事業関係があるすべての期間において以下を遵守するものとする。

(i) 買主が指定する基準、規約及び要求事項

(ii) ISO 140001 及び ISO 9001 の品質・環境管理基準又は買主が書面で承認する同等の基準

19.2

買主は、売主による本契約の遵守を確保するために監査を実施することができる。かかる監査は、いつでも実施することができるが、10 営業日以上前の通知を要する。売主は、売主による本契約の遵守について判断するために必要なすべての情報と資料を買主に提供する義務を負うものとする。買主は、売主の承諾（合理的理由なく留保又は遅延してはならないものとする。）を得た上で、独立した第三者である監査人を指名し、買主のために監査を行わせる権利を有する。

20. 輸出規制及び原産地

20.1

売主は、本件商品が欧州連合、国際連合、アメリカ合衆国及び/又はその他の国の適用ある輸出規制法令により課され、施行され又は執行される経済制裁若しくは金融制裁又は禁輸措置の対象となる可能性があることを認識しており、了解する。

20.2

売主は、必要なすべての輸出入管理情報を買主に提供し、本件商品に係るあらゆる関連書類を買主が要請する様式により発行し、本件商品又は適用ある輸出規制法令が変更された場合には、かかる情報をアップデートすることを約束する。

かかる情報には、適用ある輸出分類番号（ECCN を含む。）、本件商品及びその部品の原産国に関する情報、製品の原産地証明書及び米国産品目の価額に関する情報が含まれる。

20.3

欧州連合（EU）のデュアルユース規則 2021/821 付属書 1（その随時の改正部分を含

む。)の適用を受ける本件商品については、見積書、注文確認書及び請求書に輸出規制コードを記載しなければならない。

20.4

売主は、本件商品に関して必要とされる輸出入許可を取得し、維持する責任を負う。売主が必要な情報又は文書を提供しない場合には、売主は、本契約に基づき引き渡される本件商品(その部品を含む。)は、その業務委託先が受領する原材料及び部品を含め、いかなる輸出規制又は国際通商規制の対象でもないことをここに表明及び保証する。

21. 法令等の遵守

21.1

売主は、Alfa Laval Business Principles for suppliers (随時改訂される部分を含む。www.alfalaval.com/forsuppliers で閲覧可能である。)を遵守するものとする。

21.2

売主は、贈収賄防止及び腐敗行為防止に関する適用のあるすべての法令及び規則(以下のものを含むが、これらに限られない。)を遵守するものとする。

(i) 実施場所に関係なく、2010 年英国贈収賄防止法及び 1977 年連邦海外腐敗行為防止法(合衆国法典第 15 編第 78dd-1 条以下) (「FCPA」)

(ii) 経済協力開発機構の国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、国際連合腐敗防止条約を実施するための法令

21.3

両当事者は、適用あるデータ保護法令をすべて遵守し、法、規則及び関連する業界において認められた保護基準に従って、データへのアクセス又はデータの開示(サイバー攻撃を含む。)に対して適切な防衛手段を講じるものとする。本契約に関連して一方当事者が他方当事者のために個人データを受領及び処理する場合には、両当事者は、必要なデータプライバシー契約を別途締結する。

21.4

売主は、本第 21 条に規定される条件又は義務の違反又は違反の疑いについて速やかに買主に開示するものとする。かかる違反又は違反

の疑いは、本契約の即時解除の原因となる重大な違反とみなす(但し、本契約又はコモロー上行使可能なさらなる権利及び救済手段を妨げない。)

22. 不可抗力

22.1

いずれの当事者も本契約上のその義務の履行の遅延又は懈怠が不可抗力により生じた場合には、不履行状態にないものとする。不可抗力事由の影響を受けたと主張する当事者は、当該事由が発生したこと又は発生するおそれがあることを認識した時点で速やかに他方当事者に通知し、その後 10 日以内に当該不可抗力の存在の証拠並びにかかる不可抗力事由の発生及び予想される期間を提示する。

22.2

両当事者は、不可抗力とされる事由が通知された場合には、公平な解決策を見出すために直ちに協議し、その影響を最小化するためにあらゆる合理的な努力を尽くす。

不可抗力の影響を受けた当事者は、他方当事者から書面で要請を受けてから 3 営業日以内に、不履行状態が 30 日を超えないであろうことの十分な保証を提供する。不履行当事者がかかる保証を提供しない場合又は両当事者にとって受入可能な解決策のないまま不履行状態が 30 日を超えて継続する場合には、不可抗力の影響を受けていない側の当事者は、注文書又は本契約を直ちに解除することができる。

23. 秘密保持

23.1

両当事者は、秘密情報の秘密を厳に保持するものとし、他方当事者の事前の書面による同意なく秘密情報を第三者に開示してはならない。疑義が生じないように付言すると、関連会社、及び当事者のために業務を行うコンサルタントは、第三者に含まれないものとする。

23.2

両当事者は、本契約を履行するためにのみ秘密情報を利用するものとし、本契約を履行するために秘密情報に触れる必要のある者のみに秘密情報へのアクセスを認めるものとする。両当事者は、秘密情報について、自らの機密

情報の場合と同程度の注意を払うものとする。各当事者は、他方当事者が要請する場合には、自らが受領した秘密情報を返還又は破棄し、かかる返還又は破棄が完了した旨を他方当事者に通知する。

23.3

いずれの当事者も、事前に他方当事者の書面による同意を得ない限り、マーケティング又は広告を通じて、またその他方法を問わず、両当事者間の事業関係を公表してはならない。

24 解除

24.1

以下のいずれかの場合には、いずれの当事者も、書面により他方当事者に通知した上で、直ちに本契約及び注文書又はそのいずれかを解除することができる（但し、本契約又は法令上行使可能なその他の権利及び救済手段を妨げない。また補償責任を負わない。）。

(i)他方当事者が本契約の重大な違反を犯した場合において、当該違反について記載した解除通知書の受領後 30 日以内に当該違反を（是正可能であるにもかかわらず）是正しなかったとき

(ii)他方当事者が、他方当事者の解散の決議を採択するか裁判所が他方当事者の解散を命じた場合、債権者のために破産管財人、清算人、財産保全管理人若しくは管財人が選任された場合、又は裁判所若しくは債権者が清算命令を発することができる状況が生じた場合

(iii)他方当事者の所有権又は支配権の直接又は間接の重大な変更があった場合

24.2

本契約がその理由を問わず終了した場合において、その条件又は性質上、終了日を超えて延長し、引き続き有効とすることを要する義務は、本契約の終了後も効力を有するものとする。第 14 条（技術文書、工具等）、第 15 条（知的財産）、第 17 条（予備部品及び継続的な供給）、第 23 条（秘密保持）及び第 26 条（準拠法及び紛争解決）は、本契約の終了後も完全な効力を有するものとする（なお、この規定は、本第 24.2 条の第 1 文を制限する趣旨のものではない。）。

25. その他

25.1

本契約の修正又は変更は、書面により行われ、かつ、両当事者の代表者が署名しない限り無効とし、両当事者を拘束しないものとする。

25.2 反社会勢力

いずれの当事者も、他方当事者の事前の書面による同意を得た上で、本契約又は注文書に基づく権利義務を譲渡することができる。但し、買主は、事前に売主の書面による同意を得ずとも、通知をもって、本契約の全部又は一部を買主の任意の関連会社に譲渡することができる。

25.3

ある当事者が本契約に起因又は関連して生ずる権利を行使しなくとも、その当事者による当該権利の放棄を意味しないものとする。

25.4

買主及び売主は、独立契約者であり、独立契約者であり続け、本契約は、両当事者間において、代理、代表、媒介、組合、共同事業又はこれらに類似する取決めの関係を生じさせるものではない。

25.5

本契約の当事者でない会社又は者は、本契約又はその他のいずれに基づくものであるかを問わず、この GCP の規定を執行する権利を有しないものとする。本契約のいかなる条件も、第三者がその履行を強制できるものとして意図されていない。

25.6

本契約（この GCP を含む。）が英語及びその他の言語の両方により締結された場合には、英語版が優先するものとする。

25.7.

両当事者は、本契約又はその付属書類若しくは本契約に関する文書に電子署名が付される場合において、当該署名が法的拘束力を有することを合意する。いずれの当事者も、かかる電子署名を根拠として当該文書（書面による）が本契約上要求される文書又は両当事者が署名することが要求される文書を含む。）

の強制執行可能性に異議を申し立てないものとする。

25.8

本契約（この **GCP** を含む。）の規定はすべて分離可能であり、本契約のいずれかの規定又は部分が無効又は強制執行不能とみなされた場合には、両当事者の当初の意図に最も近い適法な解釈を反映するように当該規定を解釈するものとし、残りの規定は、引き続き有効かつ強制執行可能とする。

26. 準拠法及び紛争解決

26.1

明示的に別途合意される場合を除き、本契約は、買主の登録地の法律（本契約に規定される抵触法条項を除く。）に準拠するものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約（**CISG**）は、適用されないものとする。

26.2

本契約に関連する紛争はすべて、国際商業会議所の仲裁規則に従い、当該規則に基づき選任される3名の仲裁人により最終的に解決されるものとする。仲裁地は買主の登録地とし、仲裁手続きでは英語が用いられるものとする。

26.3

上記にかかわらず、いずれの当事者も、下記の論争、紛争又は請求が生じた場合には、現地の裁判所及びその他の関係当局において法的手続きを開始することが常にできるものとする。

(i) 当該当事者が所有権若しくはライセンスを有する知的財産権の他方当事者による侵害

(ii) 当該当事者に帰属する資産（工具等、秘密情報を含む。）の他方当事者による不当な使用又は返却若しくは引渡しへの拒絶

また、この **GCP** に定めるいかなる事項も、管轄裁判所において差止命令による救済又は強制命令を求める当事者の権利及び能力を毀損し又は無効にしないものとする。
